

**旧吉野小学校学校跡地利活用事業
基本協定書の締結について**

令和6年10月4日
吉野町長 中井 章太

「旧吉野小学校学校跡地利活用事業」に係る基本協定書を締結したので、PFI法第15条第3項の規定に準じて、基本協定の内容を次のとおり公表する。

1 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称：旧吉野小学校

立地：奈良県吉野郡吉野町大字上市 2298（地番 2152-1、2164-1、2282-5、2454）

2 選定事業者の商号又は名称

所在地 奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル

商号又は名称 株式会社奥村組 奈良支店

代表者 芳村 昌秀

3 公共施設等の整備等の内容

宿泊施設、カフェテリア、ライブラリー、物販施設、大浴場 等

4 協定期間

令和6年10月4日（協定締結日）から契約期間の終了日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合の措置は、以下の基本協定書の条項のとおりである。

（契約等が締結できない場合の処理等）

第11条 本町及び代表企業のいずれの責にも帰さない事由により、本町と代表企業の間で契約等の締結に至らなかった場合、本町及び代表企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

（契約等の解除）

第12条 本町、代表企業のいずれか一方が本協定に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいつでも契約等を解除することができ、本協定に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本協定締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

(契約等の中途解約)

第13条 契約等の期間中に本町もしくは代表企業が、真にやむを得ない理由により中途解約する場合は、6ヵ月前までに相手方に対し書面で申し入れるものとする。

2 代表企業が中途解約する場合は以下に定める事項に従うものとする。

- (1) 代表企業は自己の費用をもって契約等部分の建物・土地を原状に復して本町に返還するものとする。ただし、校舎については、事業着手時の状態へ原状回復する必要はない。また、屋内運動場については、原状回復は必ずしも行う必要はないが、現在の避難所機能と同等の機能を有した上で本町へ返還するものとする。
- (2) 代表企業は500万円を違約金として本町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。
- (3) 代表企業が契約等部分の建物・土地の返還を遅延した場合には、本町及び代表企業が合意した契約等部分の建物・土地の返還予定日から、遅延期間1日当たり、契約等締結時時点の賃料の1日当たりに換算した賃料の2倍に相当する額の損害金を、代表企業は本町に支払うものとする。
- (4) 本町に損害が発生した場合は、違約金の定めとは別に本町が被った損害のうち合理的な範囲を代表企業は賠償するものとする。

3 本町が中途解約する場合は以下に定める事項に従うものとする。

- (1) 代表企業は契約等部分の建物・土地を中途解約時点での現状有姿状態で本町に返還するものとする。
- (2) 代表企業に損害が発生した場合は、代表企業が被った損害のうち合理的な範囲を本町は賠償するものとする。